

平成17年度第1回ジフェニルアルシン酸に係る
健康影響等についての臨床検討会議事要旨(案)

1. 日 時：平成17年5月10日(火) 15:00～17:30

2. 場 所：経済産業省別館827号会議室

3. 出席者

(検討会委員) 櫻井座長、石井委員、岩崎委員、柴田委員、土田委員、行武委員

(参考人) 香山参考人、平野参考人

(環境省) 環境リスク評価室長他

(茨城県) 保健予防課長、健康危機管理対策室長、潮来保健所長他

4. 開会

5. 検討会での確認事項

平成16年度第4回検討会の議事要旨(案)を確認した。

6. 議事概要

(1) 医療手帳の申請について

臨床検討会に諮るべき要検討事例について潮来保健所より説明があった。検討の結果、井戸水や生体試料からジフェニルアルシン酸が検出されなかった申請者14名をこの事業の対象としないことを確認した。新たに手帳交付の対象となった申請者はいなかった。この結果、申請者520人のうち、対象者は135人、対象外の者は337人、分析調査中の者は48人となった。

(2) 健康診査について

医療手帳交付者に係る健康診査の実施状況及び結果等について、茨城県から説明があった。また、神栖町での小児医療の充実について報告があった。

(3) その他

有機ヒ素化合物のジフェニルアルシン酸(DPAA)及びフェニルメチルアルシン酸(PMAA)が検出された、茨城県神栖町の4ヶ所の水田の米を常食していた方の生体試料から、PMAAが検出されたことについて報告があった。今後の対応として、PMAAが検出された方に対しては、健康診査及び定期的な生体試料の分析を実施することとなった。また、平成16年度第4回臨床検討会で決定された対応方針に基づく措置を、引き続き、着実に実施するとともに、医療手帳交付については、毒性試験等の結果等を踏まえて判断するという従来の方針が確認された。検討委員から、PMAAの毒性試験のスケジュールについて質問があり、環境省よりPMAAの合成が出来次第すぐに着手したいと説明を行った。また、17年度の作付けについての質問があり、茨城県より17年度については作付けの自粛をお願いしているところとの説明があった。